

○袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に  
係る事務取扱要領

平成25年4月30日告示第92号

**改正**

平成28年3月31日告示第47号

令和2年3月31日告示第102号

令和3年3月30日告示第37号

令和3年3月31日告示第109号

袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に  
係る事務取扱要領

(趣旨)

**第1条** この告示は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）  
、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）  
及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」  
という。）に定めるもののほか、法の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処  
理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定審査等の対象)

**第2条** 法、政令、省令及びこの告示の規定による低炭素建築物新築等計画の認定審査の対象は、  
認定に係る建築物の規模により建築基準法令取扱規程（昭和49年静岡県訓令甲第2号）第2条第  
1項の規定による建築主事が行う確認等の範囲に準じるものとする。

(用語の定義)

**第3条** この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ  
る。

- (1) 認定基準 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素  
化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以  
下「認定基準」という。）をいう。
- (2) 登録住宅型式性能認定機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）  
第44条第1項に規定する機関をいう。
- (3) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の判定をいう。
- (4) 工事監理者 建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。

(市長が定める機関による技術的審査)

**第4条** 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることについて、低炭素建築物新築等計画の認定に係る機関の指定(平成25年袋井市告示第5号)第2条で定める機関(以下「市長が定める機関」という。)による技術的審査を受けることができる。

2 市長が定める機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合すると認めた場合は適合していることを証する書類(以下「適合証」という。)を申請者に交付するものとする。

(市長が定める機関が交付した書面とみなす書面)

**第5条** 袋井市手数料条例(平成17年袋井市条例第70号)別表第3に規定する法第53条第1項の規定に基づく認定の申請の項及び法第55条第1項の規定に基づく認定の申請の項の市長が定める機関が交付した法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面とみなす書面は、次に掲げるいずれかのものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合していること)の写し

(2) B E L S評価書(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価の結果を記載した書面(認定基準に適合するエネルギー消費性能である評価に限る。))の写し

(法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの)

**第6条** 袋井市手数料条例別表第3に規定する法第53条第1項の規定に基づく認定の申請の項及び法第55条第1項の規定に基づく認定の申請の項の手数料の欄に規定されている法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるものは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正の施行等の準備について(技術的助言)(平成28年1月29日付け国住建環第53号通知)の「1. 一次エネルギー消費量及び外皮性能の計画における例外措置について」において規定されるモデル建物法以外の計算方法によるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

**第7条** 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 認定基準Ⅰの第2の1—2の(2)により国土交通大臣が認めた場合の住宅にあっては、その基準に適合する旨の認定書の写し。ただし、市長が定める機関が交付する適合証又は第5条に定める書面を添付する場合は、この限りでない。
- (2) 認定基準Ⅱの第1の6に規定する日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3(以下「劣化対策等級3」という。)に該当する措置をする場合で、登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し。ただし、市長が定める機関が交付する適合証又は第5条に定める書面を添付する場合は、この限りでない。
- (3) 手数料計算書(様式第1号)
- (4) 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

(所管行政庁が不要と認める図書)

**第8条** 省令第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前条第3号の住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあって、認定基準Ⅱの第1の6に規定する劣化対策等級3の確認に必要な図書とする。

(計画認定等の申請に併せて、計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の添付図書)

**第9条** 構造計算適合性判定を要する建築物に係る法第10条第3項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)又は法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

(書類の提出部数)

**第10条** 法、政令、省令及びこの告示の規定により市長に提出する認定申請書並びに第17条及び第18条の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

2 第16条及び第19条の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本1部とする。

(計画の通知)

**第11条** 法第54条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、計画通知書(様式第2号)により行うものとする。

(不認定通知書)

**第12条** 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による、低炭素建築物新築等計画の認定申請が法第54条第1項に規定する基準に適合しないと認める場合、又は法第54条第6項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認定できない場合は、速やかにその旨を不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(報告の請求)

**第13条** 法第56条の規定による認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況についての報告の請求は、報告請求書（様式第4号）により行うものとする。

(改善命令書)

**第14条** 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書（様式第5号）により行うものとする。

(認定取消通知書)

**第15条** 法第58条の規定により認定を取り消す場合の通知は、認定取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

(認定申請取下げ申出書)

**第16条** 申請者が低炭素建築物新築等計画の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下げ申出書（様式第7号）を提出するものとする。

2 前項の場合において、第10条の規定により提出された認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(軽微な変更届)

**第17条** 認定建築主（法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）は、法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（省令第44条の規定による軽微な変更に限る。）をする場合は、当該計画変更に係る工事に着手する前に、軽微な変更届（様式第8号）に当該変更に係る図書を添えて市長に提出しなければならない。

(名義変更報告書)

**第18条** 認定建築主が、低炭素建築物新築等計画に基づく建築物又は住戸を譲受人に譲り渡した場合は、譲渡人又は譲受人は、単独で、又は共同して、名義変更報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(工事の中止)

**第19条** 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を中止するときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第10

号)に、省令第43条第2項に規定する通知書(法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けたものにあつては、当該通知書及び省令第46条において準用する省令第43条第2項に規程する通知書)を添えて、あらかじめ市長に申し出なければならない。

(確認書)

**第20条** 工事監理者は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書(様式第11号)を認定建築主に提出しなければならない。ただし、工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者の作成した認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書(様式第12号)の提出により、これに代えることができる。

(工事完了報告書)

**第21条** 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、工事監理者の確認を受けた工事完了報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者の確認を受けた工事完了報告書(様式第14号)の提出により、これに代えることができる。

- (1) 工事確認書の写し
- (2) 工事写真
- (3) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

(その他)

**第22条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

#### 附 則 (平成28年3月31日告示第47号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和2年3月31日告示第102号)

この告示は、公示の日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月30日告示第37号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月31日告示第109号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。